

老齢基礎年金																																																									
条文	保険料納付期間又は保険料免除期間(学生等の保険料納付特例を除く)を有する者が65歳に達したときに支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときはこの限りではない																																																								
支給要件	①65歳に達していること ②保険料納付済期間又は保険料免除期間(学生等の保険料納付特例及び30歳未満の保険料納付猶予を除く)を有していること ③受給資格期間を満たしていること																																																								
保険料納付済期間	①第1号被保険者期間のうち、保険料を納付した期間 ②第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間 ③第3号被保険者期間 ④旧国年法の被保険者期間(～S61.4.1)のうち、保険料納付済期間(任意加入被保険者期間を含む) ⑤旧厚年・船員保険(共済)の被保険者(加入者)期間(S36.4.1～S61.3.31)のうち、20歳以上60歳未満の期間																																																								
保険料免除期間	①第1号被保険者期間のうちの免除期間(法定免除・申請全額免除・学生の納付特例・30歳未満の保険料納付猶予) ②第1号被保険者期間のうちの一部免除期間(申請4分の3免除・申請半額免除・申請4分の1免除) ③旧国年法(～S61.4.1)のうちの免除期間																																																								
短縮特例	<table border="0"> <tr> <td>厚年の中高齢特例</td> <td>～ S22.4.1</td> <td>15年</td> <td>(男40歳以後、女性・船員・坑内員は35歳以後の期間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S22.4.2～ S23.4.1</td> <td>16年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S23.4.2～ S24.4.1</td> <td>17年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S24.4.2～ S25.4.1</td> <td>18年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S25.4.2～ S26.4.1</td> <td>19年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被用者年金制度の特例</td> <td>～ S27.4.1</td> <td>20年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S27.4.2～ S28.4.1</td> <td>21年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S28.4.2～ S29.4.1</td> <td>22年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S29.4.2～ S30.4.1</td> <td>23年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S30.4.2～ S31.4.1</td> <td>24年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S5.4.1以前生まれの特例</td> <td>T15.4.2～ S2.4.1</td> <td>21年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S2.4.2～ S3.4.1</td> <td>22年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S3.4.2～ S4.4.1</td> <td>23年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S4.4.2～ S5.4.1</td> <td>24年</td> <td></td> </tr> </table>	厚年の中高齢特例	～ S22.4.1	15年	(男40歳以後、女性・船員・坑内員は35歳以後の期間)		S22.4.2～ S23.4.1	16年			S23.4.2～ S24.4.1	17年			S24.4.2～ S25.4.1	18年			S25.4.2～ S26.4.1	19年		被用者年金制度の特例	～ S27.4.1	20年			S27.4.2～ S28.4.1	21年			S28.4.2～ S29.4.1	22年			S29.4.2～ S30.4.1	23年			S30.4.2～ S31.4.1	24年		S5.4.1以前生まれの特例	T15.4.2～ S2.4.1	21年			S2.4.2～ S3.4.1	22年			S3.4.2～ S4.4.1	23年			S4.4.2～ S5.4.1	24年	
厚年の中高齢特例	～ S22.4.1	15年	(男40歳以後、女性・船員・坑内員は35歳以後の期間)																																																						
	S22.4.2～ S23.4.1	16年																																																							
	S23.4.2～ S24.4.1	17年																																																							
	S24.4.2～ S25.4.1	18年																																																							
	S25.4.2～ S26.4.1	19年																																																							
被用者年金制度の特例	～ S27.4.1	20年																																																							
	S27.4.2～ S28.4.1	21年																																																							
	S28.4.2～ S29.4.1	22年																																																							
	S29.4.2～ S30.4.1	23年																																																							
	S30.4.2～ S31.4.1	24年																																																							
S5.4.1以前生まれの特例	T15.4.2～ S2.4.1	21年																																																							
	S2.4.2～ S3.4.1	22年																																																							
	S3.4.2～ S4.4.1	23年																																																							
	S4.4.2～ S5.4.1	24年																																																							
支給額	<p>①原則(納付済≥480月) 780,900円×改定率(50円未満切捨て、50円以上100円未満切上げ)</p> <p>②例外(納付済<480月) 780,900円×改定率×{a～hを合算した月数(480を限度)÷480}</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>納</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>$\frac{1}{4} (480 - \text{納が限度}) \times \frac{8}{7}$</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>$(\frac{1}{4} - b) \times \frac{8}{3}$</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>$\frac{半}{2} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} \text{が限度}) \times \frac{4}{3}$</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>$(\frac{半}{2} - d) \times \frac{4}{1}$</td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>$\frac{3}{4} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} - \frac{半}{2} \text{が限度}) \times \frac{8}{5}$</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>$(\frac{3}{4} - f) \times \frac{8}{1}$</td> </tr> <tr> <td>h</td> <td>$\frac{全}{4} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} - \frac{半}{2} - \frac{3}{4} \text{が限度}) \times \frac{2}{1}$</td> </tr> </table>	a	納	b	$\frac{1}{4} (480 - \text{納が限度}) \times \frac{8}{7}$	c	$(\frac{1}{4} - b) \times \frac{8}{3}$	d	$\frac{半}{2} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} \text{が限度}) \times \frac{4}{3}$	e	$(\frac{半}{2} - d) \times \frac{4}{1}$	f	$\frac{3}{4} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} - \frac{半}{2} \text{が限度}) \times \frac{8}{5}$	g	$(\frac{3}{4} - f) \times \frac{8}{1}$	h	$\frac{全}{4} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} - \frac{半}{2} - \frac{3}{4} \text{が限度}) \times \frac{2}{1}$																																								
a	納																																																								
b	$\frac{1}{4} (480 - \text{納が限度}) \times \frac{8}{7}$																																																								
c	$(\frac{1}{4} - b) \times \frac{8}{3}$																																																								
d	$\frac{半}{2} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} \text{が限度}) \times \frac{4}{3}$																																																								
e	$(\frac{半}{2} - d) \times \frac{4}{1}$																																																								
f	$\frac{3}{4} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} - \frac{半}{2} \text{が限度}) \times \frac{8}{5}$																																																								
g	$(\frac{3}{4} - f) \times \frac{8}{1}$																																																								
h	$\frac{全}{4} (480 - \text{納} - \frac{1}{4} - \frac{半}{2} - \frac{3}{4} \text{が限度}) \times \frac{2}{1}$																																																								

	※全額免除期間(全)は学生の納付特例及び30歳未満の保険料猶予制度に係るものを除く (受給資格期間には含めるが年金額には反映しない)
物価スライド特例措置	772,800円(平成26年4月)×{a~hを合算した月数÷480}
加入可能年数	大正15.4.2~S2.4.1 25年 S15.4.2~S16.4.1 39年
失権	受給権者が死亡したときは、消滅する(65歳に達した翌月~死亡した月まで支給される)

振替加算	
支給要件	①T15.4.2~S41.4.1(S36.4.1+女性の5年)までの間に生まれた者 ②65歳到達日において、a.b.の要件に該当するその者の配偶者(夫)によって生計維持していた ③65歳前日において、その者の配偶者(夫)が次のa.又はb.に掲げる加給年金額の計算の基礎となっていた a.老齢厚年、退職共済の受給権者(20年(240月)以上(中高齢特例者は15~19年)に限る) b.障害厚年、障害共済の受給権者(障害基礎の受給権者(1・2級該当者)に限る)
支給開始時期	①年下の妻:65歳になった翌月から支給 ②年上の妻:妻が65歳になった以後にその者の配偶者(夫)が上記a.b.に該当したときは、その月の翌月から支給
注意	老齢基礎繰上げをしても65歳から振替加算される。繰下げの場合は老齢基礎の開始と同時に振替加算される (繰下げしても振替加算額は変わらない)
振替加算額	224,700円×改定率に受給権者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額 T15.4.2~ S2.4.1 224,700×改定率×1.000 (≠¥224,700) S40.4.2~ S41.4.1 224,700×改定率×0.067 (≠¥ 15,100)
振替加算に関する特例	保険料納付済期間及び保険料免除期間を有さず、かつ、合算対象期間及び学生の納付特例による保険料免除期間が25年以上ある者が、振替加算の要件に該当するときは、振替加算額に相当する額の老齢基礎年金が支給される
振替加算されない場合	老齢基礎年金の受給権者(妻)が、老齢厚年・退職共済(20年(240月)以上(中高齢特例者は15~19年)に限る)等の老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができる
支給停止	障害基礎・障害厚年・障害共済等の障害を支給事由とする年金給付の支給を受けられるとき (老齢基礎が停止になるので、同時に振替加算も停止になる)(遺族基礎年金を受けても支給停止されない)
繰上げ	
支給要件	①保険料納付済期間又は保険料免除期間(学生等の保険料納付特例及び30歳未満の保険料納付猶予を除く)がある者 ②60歳以上65歳未満である者 ③請求日前日において受給資格期間(25年)を満たしていること ④任意加入被保険者でないこと ⑤厚生労働大臣に請求できる
支給開始時期	請求があった日から支給される(受給権発生するという意味。実際の支給は翌月から)
減額率	1,000分の5に繰上げ請求した月から65歳に達する前月までの月数を乗じて得た率 (減額率=1,000分の5×繰上げ月数) 最大30%減(1,000分の5×60) ※S16.4.1以前に生まれた者は、月単位の減額率ではなく、年齢に応じて年単位の定率を用いて減額となる(60歳=0.42・64歳=0.11、最大42%減) ※付加年金も繰上げされ、減額率も準用される(振替加算は違う)
繰上げた場合の制約	②国民年金に任意加入することはできない ③その後、発生した事後重症の障害基礎年金及び寡婦年金等は支給されない ④寡婦年金の受給権は消滅する
繰下げ	
支給要件	①66歳に達する前に、老齢基礎年金を請求していなかったこと ②65歳に達したとき又は65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、次のa.又はb.の受給権を有していないこと

	<p>a. 国年の他の年金給付(障害・遺族のこと。老齢・付加年金を除く)</p> <p>b. 被用者年金各法による年金給付(老齢・退職の年金を除く)</p> <p>③大臣に申出をすることができる</p>
例外	<p>66歳に達した日後に次のa.又はb.に掲げる者が支給繰下げの申出をしたときは、a.又はb.に定める日において、支給繰下げの申出があったものとみなされ</p> <p>a. 70歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となった者: 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日</p> <p>b. 70歳に達した日以後にある者(a.の者を除く): 70歳に達した日</p>
支給開始時期	<p>申出のあった翌月から行われる(受給権を持っているので、末尾が「行われる」となっている)</p>
増額率	<p>1,000分の7に受給権を取得した月から支給繰下げの申出をした前月までの月数(60を超えるときは60)を乗じて得た率</p> <p>(増額率 = 1,000分の7 × 繰下げ月数) 最大42%増(1,000分の7 × 60)</p> <p>※S16.4.1以前に生まれた者は、月単位の増額率ではなく、受給権取得日から繰下げ申出日までの期間に応じて、年単位の定率を用いて増額となる</p> <p>(1年を超え2年に達するまでの期間 = 0.12 ・ 5年を超える期間 = 0.88) 最大で88%増</p> <p>※付加年金も繰下げされ、増額率も準用される(振替加算は違う)</p>